

令和6年度 介護老人保健施設サンプルザ米沢 「所定疾患施設療養費」の算定状況

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、毎年前年度の当施設における所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。対象となる疾患は以下のとおりです。

- イ 肺炎の者
- ロ 尿路感染症の者
- ハ 带状疱疹の者（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る）
- ニ 蜂窩織炎の者

[算定条件]

- ① 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定できないこと。
- ② 算定するに当たっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ③ 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ④ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表すること。

◆令和6年度実績（令和6年4月～令和7年3月）

年・月	疾患名	検査内容等	治療日数	投薬・注射
令和6年4月	肺炎	検尿・コロナ抗原・インフルエンザ抗原	6	セフトリアキソンNa
5月	帯状疱疹	肉眼的所見	10	バラシクロビル
	尿路感染症	検尿	4	セフカペンピボキシル
	尿路感染症	検尿	2	セフトリアキソンNa
6月	肺炎	検尿・コロナ抗原	4	セフトリアキソンNa
	尿路感染症	検尿・コロナ抗原	4	セフカペンピボキシル
	尿路感染症	検尿・コロナ抗原	3	セフカペンピボキシル
	尿路感染症	検尿・コロナ抗原	5	セフトリアキソンNa
	尿路感染症	検尿	5	セフカペンピボキシル
	尿路感染症	検尿	4	セフカペンピボキシル
7月	帯状疱疹	肉眼的所見	10	バラシクロビル・アシクロビル
	尿路感染症	検尿・コロナ抗原	10	ラクテック・ソルデム3AG
	尿路感染症	検尿・コロナ抗原	4	セフトリアキソンNa
	蜂窩織炎	検尿・コロナ抗原・採血	10	セフカペンピボキシル
8月	蜂窩織炎	検尿・コロナ抗原・肉眼的所見	6	セフトリアキソンNa
	尿路感染症	検尿	4	セフカペンピボキシル
9月	帯状疱疹	肉眼的所見	7	バラシクロビル
	肺炎	検尿	10	セフトリアキソンNa
10月	尿路感染症	検尿・コロナ抗原	3	セフトリアキソンNa
	蜂窩織炎	検尿・コロナ抗原	5	セフトリアキソンNa
	肺炎	検尿・コロナ抗原	4	セフトリアキソンNa
11月	尿路感染症	検尿・コロナ抗原	9	セフカペンピボキシル
	蜂窩織炎	検尿・コロナ抗原・インフルエンザ抗原・肉眼的初見	5	セフカペンピボキシル
	尿路感染症	検尿・コロナ抗原	2	セフカペンピボキシル
12月	帯状疱疹	肉眼的所見	6	バラシクロビル
令和7年1月	尿路感染症	検尿・コロナ抗原・インフルエンザ抗原	4	アモキシシリン
	尿路感染症	検尿・インフルエンザ抗原	6	セフカペンピボキシル
	尿路感染症	検尿	3	アモキシシリン
2月	尿路感染症	検尿・コロナ抗原・インフルエンザ抗原	4	セフトリアキソンNa
	尿路感染症	検尿・コロナ抗原・インフルエンザ抗原	4	アモキシシリン
3月	尿路感染症	検尿・コロナ抗原・インフルエンザ抗原	5	アモキシシリン
	尿路感染症	検尿	5	セフトリアキソンNa・アモキシシリン